

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」業務委託(長期継続)	その他	特定非営利活動法人 O'hana親と子の絆を育むお手伝い	25,744,996	令和5年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」業務委託(長期継続)	その他	株式会社 グリーングラス	25,744,996	令和5年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」業務委託(長期継続)	その他	一般社団法人 こもれび	25,744,996	令和5年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」業務委託(長期継続)	その他	特定非営利活動法人 みつや交流亭	25,744,996	令和5年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」業務委託(長期継続)	その他	社会福祉法人 三秀會	25,744,996	令和5年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	ひとり親家庭等実態調査業務委託	その他	株式会社サーベイリサーチセンター	10,659,000	令和5年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物(安定器等)処分業務委託	その他	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	1,139,600	令和5年12月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
8	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物(高圧コンデンサ等)処分業務委託	その他	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所	1,218,090	令和5年12月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—

# 特名随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型（ひろば型）」（長期継続）

## 2 契約の相手方

「別紙 地域子育て支援拠点事業委託事業者一覧」

（「実施形態」＝「一般型（ひろば型）」、「法人名」「法人代表者名」）のとおり

## 3 随意契約理由

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭と地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった問題が生じている。本市では、次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することをめざし、「こども・子育て支援計画（第2期）」を策定し、各種子育て支援事業を実施しているところである。

その一環として、本市が実施主体となり、乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備することにより、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行い、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として「地域子育て支援拠点事業」を実施している。

本事業の委託料については、国のこども・子育て支援交付金の国庫補助基準に準拠しており、委託事業者の選定は価格による競争入札によるものではなく、市民ニーズを把握し、その地域に見合ったサービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により行っている。

本事業は、「こども・子育て支援計画（第2期）」により、令和6年度までに138か所で事業を実施することを目標に取り組んでおり、現在の実施施設数を維持した上で、さらに実施施設を拡充していくことが必要である。

今回、令和5年10月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定された5施設（「別紙地域子育て支援拠点事業 委託事業者一覧」参照）については、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者であることから、地域の子育て支援機能の充実に寄与することが期待できる。

以上の理由により、上記相手方との契約は特名随意契約とする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課

契約相手方	契約相手方役職	契約相手方氏名	契約相手方所在地	契約日	契約金額	うち消費税	令和5年度委託料	実施施設名称	実施施設所在地(履行場所)	実施形態
特定非営利活動法人 O'hana親と子の絆を育むお手伝い	理事	山田 裕子	大阪市北区天神橋3-1-34-203	令和5年10月1日	25,744,996	0	2,574,498	つどいの広場 ひ・すけっと	大阪市北区天満4-14-4ストーク天神ハイム203	一般型(ひろば型)
株式会社 グリーングラス	代表取締役	宮成 秀一	大阪市中央区西心斎橋1-8-10	令和5年10月1日	25,744,996	0	2,574,498	つどいの広場 ちるとれぼらす	大阪市中央区上町1-6-11-2階	一般型(ひろば型)
一般社団法人 こもれび	代表理事	水流添 綾	大阪市西区本田1-6-2	令和5年10月1日	25,744,996	0	2,574,498	つどいの広場 こもれび	大阪市西区南堀江3-11-22 HORIE JNSビル3階	一般型(ひろば型)
特定非営利活動法人 みつや交流亭	理事	山口 勝己	大阪市淀川区三津屋中1-4-29	令和5年10月1日	25,744,996	0	2,574,498	つどいの広場 育児&育自“この指と～まれ!”西三国	大阪市淀川区西三国3-24-6	一般型(ひろば型)
社会福祉法人 三秀會	理事長	出口 秀作	大阪市生野区南巽3-7-30	令和5年10月1日	25,744,996	0	2,574,498	つどいの広場 いらかっこ	大阪市生野区南巽3-7-31-2階	一般型(ひろば型)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ひとり親家庭等実態調査業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社サーベイリサーチセンター

### 3 随意契約理由

大阪市では、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～6年度）」を策定し、ひとり親家庭等の自立促進を支援しているが、次年度で最終年度となる。本業務は、今後の施策の参考とするため、改めてひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、現在のひとり親家庭等の生活実態等を把握することを目的として、ひとり親家庭等実態調査を行うものである。

業務の履行は、調査票の設計から回答のデータ集計・分析であるが、回収率・作業効率向上などを視野に入れた質問項目の構成や調査票のレイアウト、短期間で大量の集計処理が可能となる効率的な方法など、事業者からの提案を受けることにより、より詳細かつ効果的なニーズ調査の実施や得られた調査結果に基づく精緻な分析が可能となるなど導入効果が期待できる。よって、本業務の性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

委託事業者については、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社サーベイリサーチセンターの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社サーベイリサーチセンターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話番号 06-6208-8034）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物（高圧コンデンサ等）処分業務委託

### 2 契約の相手方

大阪市此花区北港白津 2-4-13

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所

大阪PCB処理事業所長 安井 仁司

※環境省と経済産業省により、それぞれの高濃度PCB廃棄物の種類と所在する区域ごとで処理施設が決められているため、2か所の処理施設と契約する（別紙1参照）。

### 3 契約予定金額

1,218,090 円（税込）

### 4 随意契約理由

本業務は、中央こども相談センター管理倉庫（駐車場内）で保管している高濃度PCB廃棄物（高圧コンデンサ等）の処分を行うものである。別紙1で示しているとおおり、当初の処分期間は過ぎていたものの、予算面や自治体の抱える事情等でスケジュールが限定される案件への対応として、令和6年3月末を二段階目の処理終了期限とし、令和6年1月末までに所定の処理施設へ持込しなければならないという方針が別で示されており（別紙2参照）、本件はその期限までに当該PCB廃棄物を処分するものである。

その処分には都道府県知事等が許可する処理施設にて行う必要があるが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が全国で唯一、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく許可を有する事業者であり、大阪事業区域では高濃度PCB廃棄物のうち、安定器の処分は北九州の事業所が、高濃度高圧コンデンサ等の処分は大阪の事業所がそれぞれ受入れを行っていることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、上記事業者とそれぞれ特名随意契約を行うものである。

### 5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 6 担当部署

こども青少年局企画部経理課

（電話番号 06-6208-8336）

## 都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB 廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB 特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度 PCB 使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。安定器を含め、高濃度 PCB が使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者等が行う掘り起こし調査に御協力ください。

高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 (2018年) 3月31日まで	平成31年 (2019年) 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	平成34年 (2022年) 3月31日まで	平成35年 (2023年) 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物(安定器、 汚染物等、3kg未満の 廃変圧器等及びこれら の保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	平成35年 (2023年) 3月31日まで	平成36年 (2024年) 3月31日まで

## 高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度 PCB 廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。(使用中であっても登録は可能です。) 詳しくはJESCO登録担当(03-5765-1935)までお問い合わせください。

## 中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度 PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当(0120-808-534)にお問い合わせください。



# PCB廃棄物処理事業

トップページ

PCB廃棄物処理事業

登録書類のご案内（書式ダウンロード）

登録書類のご案内（大阪事業区域）

## 登録書類のご案内（大阪事業区域）

[2] 保管されている廃棄物から登録制度をお選びください。（AかBかのどちらかをクリックください）

廃棄物の状態等により、登録区分を変更していただくこともあります。

### A「機器等登録」制度の対象となるPCB廃棄物

- (1) 1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類
- (2) PCB油（試薬・サンプル油等、少量のものを含む）
- (3) PCBが付着した金属製及び樹脂製の保管容器

※大阪事業区域の「高濃度で1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類とPCB油」については、令和6年3月末に大阪PCB処理事業所での処理を終了いたします。

このため、令和6年3月末までの処理完了に向けて、処理委託契約の期限は令和5年12月28日までとし、搬入期限を令和6年1月31日とさせていただきます。詳しくは下記ご案内をご確認ください。

[「大阪事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の処理委託契約等の手続きスケジュールについて」](#)

### B「搬入荷姿登録」制度の対象となるPCB廃棄物

- (1) 照明器具（蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯）の安定器類
- (2) 1台あたり3kg未満の小型電気機器（低圧トランス類・低圧コンデンサ類）
- (3) ウェス（PCB油を拭いた布・紙等）
- (4) 汚泥（PCB油に汚染されたもの）
- (5) その他の汚染物（例：砂利・シール材・コンクリート殻ほか）

※北九州・大阪・豊田事業区域の安定器等・汚染物については、令和6年3月末に北九州PCB処理事業所での処理を終了いたします。

何らかの事情でやむを得ず処理を希望される場合は、自治体へ確認していただく必要がございます。その場合の処理委託契約の期限は令和5年12月28日までとなり、搬入期限を令和6年1月31日とさせていただきます。詳しくは下記ご案内をご確認ください。

[「北九州・大阪・豊田事業区域の安定器等・汚染物の処理委託契約等の手続きスケジュールについて」](#)

Step1PCB廃棄物の研

Step2PCB廃棄物の書式のダウンロード

Step3中小企業者等申請

（参考）収集運搬の

Step4PCB廃棄物の搬出

その他

事業の仕組み

処理事業の概要

処理技術について

ご存知ですか？PC

処理実績

施設の解体撤去に

お知らせ

全国5事業所のご案内



---

[お問い合わせ・ご意見・ご要望](#)   [サイトご利用にあたり](#)   [プライバシーポリシー](#)   [個人情報保護方針](#)   [リンク](#)   [ソーシャルメディアポリシー](#)

---

Copyright (C) Japan Environmental Storage &  
Safety Corporation (JESCO) All rights reserved.

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物（安定器等）処分業務委託

### 2 契約の相手方

福岡県北九州市若松区響町1-62-24

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所

北九州PCB処理事業所長 渡辺 謙二

※環境省と経済産業省により、それぞれの高濃度PCB廃棄物の種類と所在する区域ごとで処理施設が決められているため、2か所の処理施設と契約する（別紙1参照）。

### 3 契約予定金額

1,139,600円（税込）

### 4 随意契約理由

本業務は、中央こども相談センター管理倉庫（駐車場内）で保管している高濃度PCB廃棄物（高圧コンデンサ等）の処分を行うものである。別紙1で示しているとおおり、当初の処分期間は過ぎていたものの、予算面や自治体の抱える事情等でスケジュールが限定される案件への対応として、令和6年3月末を二段階目の処理終了期限とし、令和6年1月末までに所定の処理施設へ持込しなければならないという方針が別で示されており（別紙2参照）、本件はその期限までに当該PCB廃棄物を処分するものである。

その処分には都道府県知事等が許可する処理施設にて行う必要があるが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が全国で唯一、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく許可を有する事業者であり、大阪事業区域では高濃度PCB廃棄物のうち、安定器の処分は北九州の事業所が、高濃度高圧コンデンサ等の処分は大阪の事業所がそれぞれ受入れを行っていることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、上記事業者とそれぞれ特名随意契約を行うものである。

### 5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 6 担当部署

こども青少年局企画部経理課

（電話番号 06-6208-8336）

## 都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB 廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB 特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度 PCB 使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。安定器を含め、高濃度 PCB が使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者等が行う掘り起こし調査に御協力ください。

高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 (2018年) 3月31日まで	平成31年 (2019年) 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	平成34年 (2022年) 3月31日まで	平成35年 (2023年) 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物(安定器、 汚染物等、3kg未満の 廃変圧器等及びこれら の保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	平成35年 (2023年) 3月31日まで	平成36年 (2024年) 3月31日まで

## 高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度 PCB 廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。(使用中であっても登録は可能です。) 詳しくはJESCO登録担当(03-5765-1935)までお問い合わせください。

## 中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度 PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当(0120-808-534)にお問い合わせください。



# PCB廃棄物処理事業

[トップページ](#)

[PCB廃棄物処理事業](#)

[登録書類のご案内（書式ダウンロード）](#)

[登録書類のご案内（大阪事業区域）](#)

## 登録書類のご案内（大阪事業区域）

[2] 保管されている廃棄物から登録制度をお選びください。（AかBかのどちらかをクリックください）

廃棄物の状態等により、登録区分を変更していただくこともあります。

### A「機器等登録」制度の対象となるPCB廃棄物

- (1) 1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類
- (2) PCB油（試薬・サンプル油等、少量のものを含む）
- (3) PCBが付着した金属製及び樹脂製の保管容器

※大阪事業区域の「高濃度で1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類とPCB油」については、令和6年3月末に大阪PCB処理事業所での処理を終了いたします。

このため、令和6年3月末までの処理完了に向けて、処理委託契約の期限は令和5年12月28日までとし、搬入期限を令和6年1月31日とさせていただきます。詳しくは下記ご案内をご確認ください。

[「大阪事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の処理委託契約等の手続きスケジュールについて」](#)

### B「搬入荷姿登録」制度の対象となるPCB廃棄物

- (1) 照明器具（蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯）の安定器類
- (2) 1台あたり3kg未満の小型電気機器（低圧トランス類・低圧コンデンサ類）
- (3) ウェス（PCB油を拭いた布・紙等）
- (4) 汚泥（PCB油に汚染されたもの）
- (5) その他の汚染物（例：砂利・シール材・コンクリート殻ほか）

※北九州・大阪・豊田事業区域の安定器等・汚染物については、令和6年3月末に北九州PCB処理事業所での処理を終了いたします。

何らかの事情でやむを得ず処理を希望される場合は、自治体へ確認していただく必要がございます。その場合の処理委託契約の期限は令和5年12月28日までとなり、搬入期限を令和6年1月31日とさせていただきます。詳しくは下記ご案内をご確認ください。

[「北九州・大阪・豊田事業区域の安定器等・汚染物の処理委託契約等の手続きスケジュールについて」](#)

[Step1PCB廃棄物の研](#)

[Step2PCB廃棄物の書式のダウンロード](#)

[Step3中小企業者等転申請](#)

[（参考）収集運搬の](#)

[Step4PCB廃棄物の搬出](#)

[その他](#)

[事業の仕組み](#)

[処理事業の概要](#)

[処理技術について](#)

[ご存知ですか？PC](#)

[処理実績](#)

[施設の解体撤去に](#)

[お知らせ](#)

[全国5事業所のご案内](#)



---

[お問い合わせ・ご意見・ご要望](#)   [サイトご利用にあたり](#)   [プライバシーポリシー](#)   [個人情報保護方針](#)   [リンク](#)   [ソーシャルメディアポリシー](#)

---

Copyright (C) Japan Environmental Storage &  
Safety Corporation (JESCO) All rights reserved.